

第 4 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第4回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和3年1月27日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消について
日程第5 議案第1号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第7 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第8 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第9 議案第5号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ

出席委員（農業委員 8名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
6番	中村 亨 君	7番	鈴木 力男君
8番	及川 建則君	9番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 3番 菊地 英浩君 5番 古内 嘉博君

事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

午後 2 時 00 分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 4 回大船渡市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。新たな年 2021 年がスタートいたしました。どうぞ本年もよろしくお祈りを申し上げます。新型コロナの影響がまだまだ続きそうでありまして、農業委員会も制約された中で務めを果たしていかなければなりません。どうぞご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りをいたします。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 10 名であります。欠席の通告があった農業委員は 3 番菊地英浩農業委員、5 番古内嘉博農業委員の 2 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月 12 月 24 日開催の第 3 回総会以降の経過報告でございます。令和 3 年の仕事始めは 1 月 4 日で行われました。例年ですと会長が出席し、当日開催されておりました新年交賀会は、コロナウィルス感染症対策のため中止となっております。同様に大船渡市成人式も中止となりました。本日 27 日、第 4 回総会がただいま開催をされております。総会終了後には農地利用最適化推進検討会を開催しますので、よろしくお祈りをいたします。

次に本日以降の行事予定についてであります。2 月 4 日には大船渡市農業共同組合役員報酬審議会が 11 時 30 分から J A 大船渡で開催されますので、会長が出席いたします。同じく 4 日の午後 2 時から第 1 回農地、農政の各専門委員会を市役所で開催しますので、皆様のご出席をお願いします。なお、例年同日に開催しておりました大船渡地方農業振興協議会研修会と気仙地方農政連絡会の研修会、懇親会は中止となりました。15 日には第 59 回岩手県農業会議常設審議委員会開催の予定であります。会長と局長補佐が出席することとしております。16 日には盛岡市において市町村農業委員会会長、事務局長研修会の開催が予定されております。会長と私が出席することとしております。18 日から 19 日にかけては盛岡市において女性農業委員が構成員となっているポラーノの会総会と女性農業委員・推進委員研修会が予定されております。コロナ渦での開催ということではありますが、出席の確認について後ほど協議させていただきますので、よろしくお祈りをいたします。なお、ただいまお話しした岩手県農業会議が主催する会議や研修会については、規模を縮小したり中止となる場合もありますので、ご承知ください。最後になりますが、次回の第 5 回総会は 2 月 24 日、市役所 1 階の第 1 会議室での開催を予定しておりますので、よろしくお祈りをいたします。私からは以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日

の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には8番及川建則農業委員、9番熊谷玲子農業委員を指名します。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） それでは議案書の2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理しましたので、本委員会に報告いたします。

番号1番、登記地目はいずれも畑、現況地目は雑種地及び畑です。面積はあわせて4,062㎡。相続による権利の取得です。12月24日届出、同日受理でございます。以上です。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案の3ページをお開きください。報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出があり、これを受理しましたので、本委員会に報告いたします。

番号1番、1筆は登記地目田、現況地目畑、それから2筆目は登記地目、現況地目ともに畑、そして3筆目は登記地目畑、現況雑種地です。あわせて342㎡。賃貸借です。転用目的として自宅です。自己住宅、居宅2階建1棟94㎡。転用理由は現在借家のため持家を建築する。平成2年に許可しております。備考の取消理由ですが、借受人が別のところに住宅を建てることにしたために取消しをするものです。こちら、地図の7ページにあわせて適用外証明も出されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。適用外証明が出されているのはうち1筆です。斜線になっております。この地図でいうと下側、南側の四角

くなっている部分の畑2筆と1筆をあわせて宅地とするということで転用許可が出ておりましたが、このほど現所有者が相続したことの届出をされた時に、5条許可が出ていることが明らかになりまして、取消しということになっております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 報告第2号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 議案の4ページをお開きください。議案第1号農地転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

番号1番、地図の1ページです。登記地目、現況地目ともに畑、面積は626㎡。使用貸借です。転用目的は一般個人住宅、居宅平屋建1棟77.42㎡、駐車場3台45㎡、その他に生垣として100㎡、花壇として100㎡、それ以外の庭敷等は303.58㎡となっております、不整形のためこのような形になっております。これらによって626㎡という広い土地ですが、全体の使用をする計画になっております。転用理由のところですが、平成12年に植林として許可を受けておりますが、植林は実際にしたんですが、鹿の食害により断念せざるを得ませんでした。それが今回、借受人が住宅建築を希望しているため事業計画変更を申請するものです。計画どおり事業を遂行できない理由は、許可後、許可条件に従って植林したが、鹿の食害により継続が困難になったためです。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について8番及川建則農業委員から説明をお願いします。

○8番（及川建則君） 8番の及川です。議案第1号につきまして1月の22日現地調査をし、その日の夕方に貸付人に聞き取り調査と、電話にて借受人に話を聞きましたので、報告いたします。申請農地は平成12年に植林して、許可を受け植林をしましたが、鹿の被害の食害により断念して、現在は草刈管理だけで休耕畑となっています。今回、借受人の希望により申請地に住宅を新設したいとのことで、転用事業計画変更を申請しています。申請地の周り前側は国道45号線で、北側から東側に川が流れていて、西側には貸付人宅になります。申請地の周辺には農地もなく、他の農地等の与える影響はないものと考えられます。報告は以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司） 議案の5ページをお開きください。議案第2号農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は2ページです。登記地目、現況地目ともに畑です。102㎡。権利の種別は贈与です。譲渡人の申請事由は、県外在住であり管理できないためです。譲受人の申請理由は経営規模拡大のためです。受入世帯の稼働人員1人中1人。耕うん機1台を所有しています。それからこの譲受人は譲渡人の甥に当たる方でございます。隣接する畑もこの譲渡人は耕作しているということになっております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区立根地域金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（金典夫君） 推進委員の金です。議案第2号1番につきまして1月22日に現地調査、23日に聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。現況は休耕畑になっておりますが、草刈等が行われ保全管理をされております。周辺の状況は北側に市営住宅、東側に市営住宅、それからクリニック、西側は個人住宅で、南側は休耕畑と一部耕作畑になっております。一帯は平坦で住宅地域になっております。譲受人から話を聞きましたが、叔母の譲渡人が相続で所有した畑だが、県外在住で管理できないので、実家に返すとの連絡があり、土地の権利書それから印鑑証明等も送られてきたとのことでした。地図2ページにありますけれども、譲受人は申請地に隣接した休耕畑を所有しており、これまでも一体で草刈り等の管理をしておりますし、申請地には柿の木が8本植えられており、今後も柿畑として耕作する考えもあるようです。周辺農地への影響は、所有権の移転だけで、そのまま農地としての利用なので影響はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第7、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 議案の6ページをお開きください。議案第2号農地法第4条第1項の規定により許可申請がありましたので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図の3ページです。こちらは昨年、農業振興地域の除外を決定していただいたところですが、登記地目、現況地目ともに畑です。面積は758㎡。転用目的は露天資材置場、建設用資材置場（木材、足場等）758㎡すべてを利用します。転用理由は、事業の建設業の拡大に伴い、現在利用している作業場が手狭となったため、自己が経営する事業所から近い当該地を建設用資材置場として利用したい。第2種農地になっております。第2種農地ですが、他に適当な土地がないため立地基準を満たしております。残高証明書により資金の確保を確認し、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。次に2番、地図の4ページです。登記地目田、現況地目雑種地で追認案件となっております。こちらは農業振興地域の農用地となっております。面積が1,258㎡。転用目的は露天資材置場、漁業用資材置場（シート敷き）1,238㎡、プレハブ物置1棟で20㎡。転用理由は、資材置場として利用したいということで、令和2年4月から使用しておりましたが、農地パトロールによって指導して追認になりましたけれども、許可申請が出されたものです。令和2年4月から3年間の一時転用です。こちらについては農振農用地ですが、3年以内の一時転用であり、他に資材置場として適当な土地がないため立地基準を満たしております。追認案件であり、始末書が提出されております。事業費は既に支出済みです。周囲は道と休耕田であり周辺農地に与える影響はないため一般基準を満たしております。なお一時転用中に資材置場として恒久的に使用できる土地を探しますが、新たな土地がない場合は、この場所での農振除外を検討しなければならないということです。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について2番今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番（今野八重子君） 2番今野です。議案第3号1番について調査報告をします。事務局からもありましたが、この案件は昨年10月の第37回総会で農業振興地域からの除外申請で異議なしとされた案件です。1月24日午前9時30分過ぎに現地を確認し、申請人宅を訪問し申請人本人から話を聞きました。きちんと草が刈られてあり管理された休耕畑です。申請人の作業場は近隣住民宅の向かいで、直線距離にして約120mのところにあります。事業拡大に伴い作業場が手狭になったため、現状を維持しながら資材置場として利用したいとのことでした。現地の周辺ですが、南側、西側は休耕畑、北側は宅地、東側は水路を挟んで宅地ですが、現状のまま使用するという事なので、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。よろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号2番について6番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○6番（中村亨君） 6番中村亨です。議案第3号2番についてご報告いたします。1月24日、申請者宅を訪問し現地を確認してまいりました。30年ほど前より作付けをしなくなり、そのままにしていたので、届出を考えないでシートを敷き、漁業用資材置場に使用しようと思っていたとのことでした。4ページの地図上では右上の道から現地に向かって登っていくような状況です。以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番について本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については、追認案件のため岩手県農業会議に諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（藤原重信君） 次に日程第8、議案第4農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 議案の7ページをお開きください。議案第4号農地法第5条第1項の規定により許可申請がありましたので、本委員会の会議に付し可否を決定していただくものです。

番号1番、地図は5ページです。登記地目は田、現況は畑です。面積はあわせて310㎡、売買です。転用目的は一般個人住宅、居宅2階建1棟、87.31㎡、駐車場3台40㎡、庭敷等182.69㎡で不整形となっております。転用理由は、現在借家住まいにつき、実家近くの当該地を取得して自宅を建築したいということです。第1種低層住居専用地域のため第3種農地となっております。第3種農地のため立地基準を満たしており、金融機関の融資事前審査結果書により資金の確認をし、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。次に2番、地図は1ページです。先ほど事業計画変更を報告いたしましたが、

登記地目、現況地目ともに畑、面積は 626 ㎡。使用貸借です。転用目的は一般個人住宅、居宅平屋建 1 棟 77.42 ㎡、駐車場 3 台 45 ㎡、その他に生垣 100 ㎡、花壇 100 ㎡、庭敷等 303.58 ㎡で不整形であります。現在アパート住まいであるが、実家の隣の当該地に自宅を新築し独立したいということでの永年の使用貸借です。第 2 種農地ですが、他に適当な土地がないため立地基準を満たしており、金融機関の融資事前審査結果書により資金の確認をし、周辺農地に与える影響もないため一般基準を満たしております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いいたします。議案第 4 号 1 番については大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。議案第 4 号の 1 番について報告いたします。現地調査及び関係者からの聞き取り調査は 1 月 23 日に行なっております。周辺には近年アパート、民家の新築が多く見られる地区の一面にあたります。申請に至った経緯ですが、譲渡人に確認したところ、水田として耕作していたのは 30 年ぐらい前で、以後は休耕地となっており、大震災後に埋立てして果樹を植えたりしたこともあるが、うまく育たなかったと。農業の後継者もおらず耕作を行わないまま管理してきましたが、この度、宅地として譲渡の話がありましたとのことでした。また譲受人から電話により確認したところでは、転用理由に記載のとおり、現在アパート住まいであり、居宅新築を考え宅地を探していたとのことであり、実家とも近い当該地が適地と判断し取得を計画したとのことでした。周辺への影響ですが、申請地の東側に農地が残っておりますが、休耕状態で耕作されている農地はなく、周辺農地への影響もないものと考えられます。報告は以上であります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 4 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号 1 番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号 1 番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第 4 号 2 番について 8 番及川建則農業委員から説明をお願いいたします。

○8 番（及川建則君） 8 番及川です。議案第 4 号 2 番につきまして、議案第 1 号の農地転用計画変更した申請地に住宅を新築したいという申請があり、貸付人と借受人に聞き取り調査確認いたしましたので、ご報告いたします。申請地の現況は、草刈管理された休耕畑です。今回の申請は、三陸道が整備され通勤ができる範囲になり、自宅の隣を借り自宅

を新築したいと息子さんより確認いたしました。自宅の周辺は父親の住宅があるだけで、他には影響はないと思われまます。報告は以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第9、議案第5号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 議案の8ページをお開きください。議案第5号農地法の適用外であることの証明願を下記のとおり受理しましたので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

番号1番、地図の6ページです。登記地目は畑、現況は雑種地です。面積は945㎡です。非農地の事由ですが、昭和54年11月頃から亡父が畑に養殖池を設置し淡水魚（ヤマメ、イワナ）の養殖をしていたものです。約17年前に土地等を相続し、養殖施設の地目が農地であることに気づかずにいたが、現在施設を使用している関係者から指摘を受け、手続きが必要であると知ったために今回、適用外証明願を提出したものです。続いて2番、地図の7ページです。登記地目は畑、現況は雑種地です。59㎡。こちら第1号議案では69㎡でしたが、その後、一部三陸町の町道の法面として買収されまして、面積が変わっております。非農地の事由ですが、当該地は父から相続したものです。平成2年に5条転用許可が出され、住宅建築する計画だったが中断され、現在は石垣になっているところ。石垣は平成2年頃からあるが、詳細は不明です。相続登記後に5条許可が出されたが、事業は中断していたことを知り取消願出を行いました。当該地は雑種地になっていたため、適用外の証明願を提出したところあります。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第5号1番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第5号番号1番の調査報告をします。1月23日午後、申請者宅を訪問し、今回の申請に至った経緯について聞いてきました。現況は養殖施設でした。この場所は、昔は農地というより水車小屋等があったと記憶しております。水の出る地形のせいか、申請者の父が淡水魚の養殖を始め、平成17年頃、父親の死亡に伴い相続に至ったようではありますが、この地は農地という

地目とは思っていなかったということでありました。その後、施設はしばらく利用されておりませんでした。昨年春頃、イワナの淡水魚養殖研究施設として関係者が借り受けたということでもあります。このことによる周辺農地への影響ですが、南側に耕作地がありますが、水槽の排水等は用水路とは別個に設けてあり、特に問題はないものと見てまいりました。以上、報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第5号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第5号2番について三陸町地区越喜来地域鈴木学推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区越喜来地域推進委員（鈴木学君） 推進委員の鈴木です。議案第5号2番について調査報告いたします。1月22日午前11時頃現地を視察し、申請者から調査しました。本日の報告第2号にかかるもので、昨年6月の相続を受けての手続きとなります。隣接する住宅2軒あるんですけれども、その宅地と同じ高さの細長い土地に細かな砂利が敷かれてあるんですけれども、それを挟むように上下に石垣があります。石垣は平成2年ころからあったということでございます。詳細については分からないということでした。石垣の下には南側ですけれども、土地は畑となっており耕作もされております。何年も同じような条件が続いていたようで、特に影響を与えることはないかなというふうに見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第5号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了い

たしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第4回総会を閉会といたします。この後ですね、第2回農地利用最適化推進検討会が開催されますが、準備が整うまで暫時休憩をいたします。

午後2時46分閉会